



登戸まちづくり

No.103

編集・発行

川崎市登戸区画整理事務所

〒214-0014

Colors, Future! 川崎市多摩区登戸2202番地1

電話 044(933)8511

FAX 044(934)3881

「登戸・遊園こうしん中 2023」を開催しました!



▲実際のこうしんテラスの様子。ご家族やお友達とのおしゃべりや休憩などに、ぜひ使ってみてください。

道路空間を利活用できることを知つてもらい、利活用の機運を高めるために、常設の憩い空間「こうしんテラス」を登戸2号線に設置しました。こうしんテラスは、好きな時間にみんなが使うことができるスペースです。ご家族やお友達と使ってみてください。

また、地域の皆様がこうしんテラスを身近に感じ、愛着を持つて使い続けてもらうことを目指した活動を定期的に企画していきますので、ぜひご参加ください。

■居心地よく歩きたくなる通りを目指して
川崎市では、昨年度から、「登戸・遊園こうしん中」と名付け、道路などの公共空間を、人々が憩い、交流する場として活用する取組を進めています。今年度も登戸2号線や区役所通り登栄会商店街を中心に、公共空間の利活用に向けた様々な社会実験や地域主催のイベントを開催し、多くの方にご来場いただきました。今後も引き続き、憩いや交流の場をみんなで育てていきます。

■こうしんテラスの設置

■登戸2号線での取組

登戸2号線では、通りの将来像を示す「まちづくりコンセプトブック」のイメージを共有するため、ベンチや植栽等を用いて、休憩スペースを設置するなど道路の使い方を検討するワークショップや社会実験を実施しました。



登戸・遊園
こうしん中

▲社会実験での道路利活用の様子。(登戸2号線)

取組のロゴマーク▶

また、社会実験期間中には商店街主催のにぎわい交流イベントを行いました。



▲歩行空間のベンチで休憩する様子。



▲水やりする様子。

区役所通り登栄会商店街では、「まちづくり方針」に掲げる将来像の実現に向け、一方通行化した道路形態を再現し、歩行空間にベンチや植栽などを設置し、沿道テナント等と協力しながら維持管理を試行する社会実験を、昨年10月28日～29日に実施しました。

また、社会実験期間中には商店街主催のにぎわい交流イベントを行いました。

芝生広場では子供から大人まで多くの方が楽しんでいました。まち中で緑を感じてもらうため、モニュメントツリーを設置しました。



最優秀作品
カラー版【C-2】
104票



通常版【N-2】
105票



候補作品の中から、府内外の関係者で組織した津久井道デザインマンホール検討委員会で、カラー版と通常版それぞれ3作品を候補として一次選定しました。さらに、最終的なマンホールデザインを決定するため、昨年10月2日から10月22日まで多摩区民のみなさまに投票をいただきました。総数512票(カラーバー版249票、通常版243票)の投票があり、カラー版・通常版それぞれ一番多くの票を集めた次のデザインを最優秀作品に決定しました。なお、マンホールの設置は夏頃を予定しています。

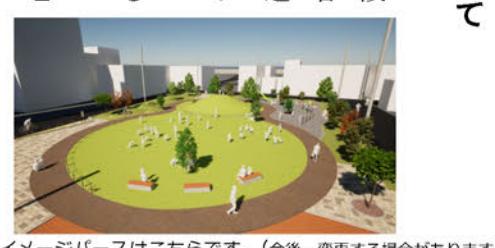
津久井道デザインマンホールが決定!

登戸で親しまれてきた歴史資源を未来に継承し、地域への愛着を醸成する取組の1つとして、沿道の既存マンホールを津久井道の歴史が感じられるデザインに更新するため案を公募し、供用開始を予定しています。



公園基本設計図がまとまりました。

主な公募条件は、地域の要望に加え、住宅地の街区公園という特性や、事業性の確保にも配慮し、収益施設(飲食・売店等)や地域交流スペースのほか、トイレ、ベンチ、テーブル、歴史展示パネルの整備、日常における公園の見回りやゴミ拾い等の清掃・美化活動などを設定しています。



イメージバースはこちらです。(今後、変更する場合があります。)

登戸2号街区公園の民間活力導入について

2号街区公園では、地域から公園のより一層の魅力向上につながるようなカフェ等の設置を求める意見が出されており、民間事業者に意向の確認を行ったところ、ニーズが見込まれたことから、民間事業者のアイデアやノウハウを最大限に活かし、地域からの要望の実現に加え、公園の更なる魅力の向上を図るため、Park-PFI制度を活用していきます。

事業に関するお知らせ

出来形確認測量を実施しています

仮換地の境界点を点検・確認するための出来形確認測量を実施しています。測量作業の際に、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要があり、対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひします。

事業地区内の新たな町名について

前号でもお伝えしました土地区画整理事業完了後(換地処分後)の町名等について検討を行うため、「登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会」が、本年1月15日から2月5日まで「町名アンケート」を実施しました。回答いただいた皆様、ご協力ありがとうございました。

本委員会において、アンケート結果を踏まえ、新しい町名を決定します。なお、新たな町名・地番を住所として使用するのは、換地処分公告の翌日からになります。アンケート結果や検討の経過は、次のホームページをご確認ください。

(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000150854.html>)

清算金の徴収・交付について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」ととの間に生じる不均衡を是正するための清算金は、換地計画で定められ、換地処分公告の翌日に金額が確定するもので、その後に徴収・交付の手続を行います。

換地処分公告の日に登記されている土地所有者や施行者(川崎市)に届け出られている借地権者等の方が、清算金の対象者となります。また、従前の土地が私道などの換地を定めない土地の所有者の方については、市からの清算金の交付が生じる場合があります。

もし、土地所有者や借地権者の方が亡くなられている場合は相続人の方が対象者となりますので、【換地担当】へお知らせください。

清算金制度の概要について、事務所ホームページ内に記事を公開しています。

土地の分筆、権利の変動(相続・売買等)、建築行為に係る手続等について

● 土地の分筆等について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆、地目変更をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に【換地担当】にお知らせください。

● 権利の変動について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は【換地担当】にお知らせください。必要な手続等をご案内します。

なお、本年4月1日から相続(遺言による場合を含みます)によって不動産を取得した相続人は相続登記の申請をしなければならないことになりました。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

● 建築行為等の許可について

登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、地区画整理事業法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

● 建築行為等の制限の内容

- 一 土地の形質の変更(土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状及び地質の変更)
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築は堆積
- 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に【企画担当】にご相談ください。

当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。

当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合は、権利者の同意文書(委任状)が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

無料専門相談について(予約制)

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回(1月及び8月を除く)実施しています。

相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。

なお、予約は相談日の1週間前までとなつてますので、注意してください。

相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。

なお、予約は相談日の1週間前までとなつてますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
無料法律相談 【相談員】藤田勝氏(弁護士)	4月16日(火)	4月9日(火)
	5月14日(火)	5月7日(火)
	6月11日(火)	6月4日(火)
	7月9日(火)	7月2日(火)
	9月10日(火)	9月3日(火)
無料不動産相談 【相談員】石田茂氏(不動産鑑定士)	4月17日(水)	4月10日(水)
	5月15日(水)	5月8日(水)
	6月12日(水)	6月5日(水)
	7月10日(水)	7月3日(水)
	9月11日(水)	9月4日(水)
無料財務相談 【相談員】福田一弘氏(税理士)	4月18日(木)	4月11日(木)
	5月16日(木)	5月9日(木)
	6月13日(木)	6月6日(木)
	7月11日(木)	7月4日(木)
	9月12日(木)	9月5日(木)

【場所】: 登戸区画整理事務所

【時間】: 午後1時30分~午後4時

◆相談員の都合等により日程が変更されることがあります。



(※) 登戸区画整理事務所ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-2-1-5-1-0-0-0-0.html>

まちづくりニュース